

No	カテゴリ（種類）	制度の名称	制度概要・受給要件等	必要書類	窓口
1	一般（応急対応）	国民健康保険証の再発行	災害等で、保険証をなくした・破れた・汚れた場合に再発行を受けることができます。	顔写真付の本人確認書類、マイナンバーがわかるもの	・各区の保険年金課 ・支所区民センター保険年金担当
2	一般（応急対応）	国民年金手帳・基礎年金番号通知書の再交付	災害等で、国民年金手帳をなくした・破れた・汚れた場合に再発行を受けることができます。	身分証明ができるもの	・各区の保険年金課 ・支所区民センター保険年金係担当
3	一般（給付・減免）	市税の徴収猶予	納税者が災害等による被害を受け、市税を一時に納付することができない場合、申請をすることにより市税の徴収猶予が認められる場合があります。	り災証明書、本人確認書類	・各市税事務所納税課（市税分室納税担当）
4	一般（給付・減免）	市税の証明書等の交付手数料の免除	災害等により、被災者が被災を原因とする各種支援制度などの手続きに必要とする、市税の証明書等の交付手数料を免除します。	り災証明書、本人確認書類、法人の場合、代表者の方は代表者印（押印のある申請書の持参でも可）と代表の資格を証する書類（写）、社員の方は代表者からの委任状（代表者印の押印のある申請書の持参でも可）と社員証など	・市税事務所市民税課（市税分室管理担当） ・市税証明発行コーナー ・出張所 ・行政サービスコーナー
5	一般（給付・減免）	国民健康保険料の徴収猶予	納付義務者が災害により被害を受け、国民健康保険料を一時的に納付することができない場合、申請をすることにより国民健康保険料の徴収猶予が認められる場合があります。	り災証明書（コピー可）、本人確認書類、印鑑	・区保険年金課 ・支所区民センター保険収納係
6	一般（給付・減免）	国民年金保険料の免除	震災、風水害、火災その他これらに類する災害で大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、国民年金保険料の全額が免除されます。	り災証明書（コピー可）、保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書等の写し等	・区保険年金課 ・支所区民センター保険年金係
7	一般（給付・減免）	災害見舞金・弔慰金	火災、風水害、交通事故、労働災害その他の災害による被災者またはそのご遺族に対して、見舞金及び弔慰金を支給します。	右欄窓口までお問い合わせください。	・区地域ケア推進課 ・地区健康福祉ステーション保護課
8	一般（給付・減免）	災害弔慰金	災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当にお問い合わせください。	・健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当
9	一般（給付・減免）	災害障害見舞金	災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合に、災害障害見舞金を支給します。	災害障害見舞金診断書等	・健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当
10	一般（給付・減免）	住民票の写し等の交付手数料の免除	災害等により、被災者が被災を原因とする各種支援制度などの手続きに必要とする、住民票の写しなど各種証明書の交付手数料を免除します。 《対象となる証明書》 (1) 住民票の写し（広域交付・除票を含む） (2) 住民票記載事項証明書 (3) 印鑑登録証明書 (4) 戸籍謄（抄）本及び戸籍（全部・個人）事項証明書 (5) 除籍謄（抄）本及び除籍（全部・個人）事項証明書 (6) 戸籍記載事項証明書及び戸籍の一部事項証明書 (7) 除籍記載事項証明書及び除籍の一部事項証明書 (8) 戸籍届出記載事項証明書 (9) 戸籍の附票の写し（除附票を含む） (10) 身分証明書 (11) 不在住証明書 (12) 不在籍証明書	り災証明書、身分証明ができるもの、印鑑（本人の自署が可能な場合は必要なし）	・区民課 ・支所区民センター ・出張所 ・行政サービスコーナー ・郵送請求事務センター
11	一般（融資・貸付）	年金等担保貸付制度、労災年金担保貸付制度	国民年金、厚生年金保険または労働者災害補償保険の年金を担保とし、保健・医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭、生活必需物品の購入などの支出のために一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。	独立行政法人福祉医療機構年金貸付課にお問い合わせください。	・独立行政法人福祉医療機構年金貸付課
12	一般（融資・貸付）	社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度	金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けます。	区社会福祉協議会にお問い合わせください。	・区社会福祉協議会
13	ご高齢の方・障害をお持ちの方（応急対応）	後期高齢者医療保険証の再発行	災害等で、保険証をなくした・破れた・汚れた場合に再発行を受けることができます。	顔写真付の本人確認書類、マイナンバーがわかるもの、印鑑	・区保険年金課 ・支所区民センター保険年金係
14	ご高齢の方・障害をお持ちの方（給付・減免）	後期高齢者医療保険料の減免	被保険者またはその属する世帯の世帯主が、住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われたことで、保険料を支払うことが困難となった場合には、保険料を減免します。	り災証明書（コピー可）、本人確認書類、印鑑	・区保険年金課 ・支所区民センター保険年金係

No	カテゴリ（種類）	制度の名称	制度概要・受給要件等	必要書類	窓口
15	ご高齢の方・障害をお持ちの方（給付・減免）	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	納付義務者が災害により被害を受け、後期高齢者医療保険料を一時的に納付することができない場合、申請することにより後期高齢者医療保険料の徴収猶予が認められる場合があります。	り災証明書（コピー可）、本人確認書類、印鑑	・区保険年金課 ・支所区民センター保険収納係
16	ご高齢の方・障害をお持ちの方（給付・減免）	介護保険料の減免・徴収猶予	第1号被保険者またはその属する世帯の生計を維持する者が、住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われたことで、保険料を支払うことが困難となった場合には、保険料を減免または徴収猶予します。	り災証明書（災害の事実及び被害割合を証する書類）（コピー可）、本人確認書類、印鑑	・区保険年金課 ・支所区民センター保険年金係
17	子ども・学校（応急対応）	小児医療証、ひとり親福祉医療証、小児ぜん息医療費受給証の提示不要	災害で医療証を紛失したり、医療証を家庭に残したまま避難していたりする等の理由で医療証を提示できない場合には、氏名・生年月日・連絡先・住所等を申し立てることにより、医療証を持参した場合と同様に受診することができます。	特になし	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
18	子ども・学校（給付・減免）	保育料の減免（認可保育所等）	災害等で、保育料を納めるに当たって困難な事情がある場合に、状況に応じて認可保育所、認定こども園、地域型保育事業に係る保育料の減免を受けることができます。	り災証明書、本人確認書類、印鑑	・区児童家庭課 ・地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当
19	子ども・学校（給付・減免）	児童扶養手当の特別措置	被災者に対する児童扶養手当（ひとり親家庭等に対する手当）について、所得制限及び認定請求等が出来ないものに対する支給開始時期の特例措置を講じます。	戸籍謄本、振込口座の預金通帳、マイナンバーがわかるもの、身元確認書類、り災証明書（コピー可）	・区児童家庭課 ・地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当
20	子ども・学校（給付・減免）	児童手当の特別措置	被災者に対する児童手当について、認定請求等が出来ないものに対する支給開始時期の特例および添付書類省略の特例措置を講じます。	印鑑、振込口座の預金通帳、マイナンバーがわかるもの、身元確認書類、健康保険証の写しまたは年金加入証明書	・区民課住民記録第2係 ・支所区民センター住民記録・児童手当・就学担当
21	子ども・学校（給付・減免）	ひとり親家庭等医療費助成の特別措置	被災者に対するひとり親家庭等の医療費助成について、所得制限の特例措置（被災月から翌年12月までの所得制限の適用除外）を講じます。	り災証明書、健康保険証、印鑑、戸籍謄本、マイナンバーがわかるもの、所得情報の照会に関する同意書	・保険年金課国保給付・医療費助成係 ・支所区民センター保険年金担当
22	子ども・学校（給付・減免）	特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の特別措置	被災者に対する特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限及び認定請求等ができない方への支給開始時期の特例措置を講じます。	被災状況証書、被災状況のわかる書類（り災証明等）等	・区高齢・障害課 ・地区健康福祉ステーション高齢・障害担当
23	子ども・学校（給付・減免）	高等学校授業料等減免措置	災害等で生活が困窮した保護者等については、市立高等学校の入学選考料、入学金、授業料及び市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の免除を受けることができます。 ※授業料については、高等学校就学支援金、高等学校学び直し支援金の支給対象外であること	非課税証明書、国民年金及び国民健康保険料の免除・減免を証明する通知書、り災証明書等（コピー可）	・教育委員会事務局総務部学事課学事担当
24	子ども・学校（給付・減免）	就学援助制度（令和元年度就学援助）（令和2年度新入学準備金）	災害等で経済的に困窮し、お子様を市立小・中学校へ就学させるのが困難な方に、学用品費、給食費など必要な費用を支給します。（一定の支給条件があります。）	教育委員会事務局総務部学事課学事担当にお問い合わせください。	・教育委員会事務局総務部学事課学事担当
25	子ども・学校（給付・減免）	災害遺児等福祉手当	災害により18歳未満の児童と同一生計を営む父または母等が死亡、または重度の障害（身体障害者1級または2級の方）を有することになった場合に、その児童を扶養している保護者の方へ手当を支給します。	災害であることを明らかにする書類、検案書（死亡診断書）または身体障害者手帳、戸籍謄本、住民票、受給者名義の口座がわかるもの（通帳など）	・区民課住民記録第2係 ・支所区民センター
26	子ども・学校（融資・貸付）	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦を対象とした、災害などにより住宅が全壊した場合や一時的に生活困窮になった場合の貸付制度です。	申請書、住民票、連帯保証人の印鑑登録証明書、収支明細、貸付金状況表、振込先の通帳の写し、り災証明書（コピー可）等	・区児童家庭課 ・健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当
27	住まい・暮らし（応急対応）	市営住宅等公的住宅への一時避難受入	風水害等により被災し、住宅に大きな被害を受け、居住が困難となった方に、市営住宅等公的住宅への一時避難の受入れを行います。	住民票、り災証明書（コピー可）、使用許可申請書	・まちづくり局市営住宅管理課
28	住まい・暮らし（給付・減免）	被災者住宅応急修理制度（震災時含む）	被災者の住居を修理することにより、被災者が被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合に、市町村が被災者に代わって直接修理を行います。	住宅の応急修理申込書、住宅の被害状況に関する申出書、り災証明書（コピー可）、資力に係る申出書（住家被害が全壊、大規模半壊の場合は不要）、住宅の応急修理指定業者願書（川崎市がお渡しする施工業者一覧にない業者に依頼する場合必要）	・まちづくり局住宅整備推進課
29	住まい・暮らし（融資・貸付）	災害復興住宅融資	災害で被災された方が被災住宅を復旧するための低金利の融資制度です。	り災証明書等（審査のための必要書類あり）	・独立行政法人住宅金融支援機構

No	カテゴリ（種類）	制度の名称	制度概要・受給要件等	必要書類	窓口
30	企業・お勤めの方 （融資・貸付）	勤労者福祉共済（福祉資金の貸付）	川崎市勤労者福祉共済の会員を対象に、福祉資金の貸付を行います。	本人確認書類（免許書・健康保険証・源泉徴収票等）、資金の用途がわかるもの（見積書、契約書等）	・中央労働金庫市内各支店
31	企業・お勤めの方 （融資・貸付）	災害対策資金（川崎市中小企業融資制度）	火災・風水害等の被害を受けている中小企業者等の方を対象とした融資制度です。	り災証明書または市の認定書（資金により異なる）	・経済労働局経営支援部金融課 ・中小企業溝口事務所
32	企業・お勤めの方 （融資・貸付）	生活資金貸付（川崎市勤労者生活資金貸付制度）	市内の勤労者を対象に、耐久消費財の購入や住宅の増改築・修繕、医療費や冠婚葬祭費等の生活資金の貸付を行います。	本人確認書類（免許書・健康保険証・源泉徴収票等）、資金の用途がわかるもの（見積書、契約書等）	・中央労働金庫市内各支店
33	その他（相談）	健康相談	被災後のからだやこころの健康上の心配ごとについての相談をお受けしています。また、相談内容により必要に応じて専門機関等におつなぎいたします。	どなたでも受けられます	・区地域みまもり支援センター地域支援課 ・地区健康福祉ステーション地区支援担当
34	その他（相談）	人権相談	さまざまな人権侵害等についての相談窓口です。	どなたでも受けられます	・市民文化局人権・男女共同参画室【かわさき人権相談】 ・横浜地方務局川崎支局
35	その他（相談）	弁護士相談、司法書士相談、認定司法書士相談、行政書士の相続・遺言・成年後見相談、宅地建物相談	暮らしの中で生じるさまざまな疑問やトラブルの解決にむけて、区役所で相談窓口を設け、各種専門家・専門相談員がアドバイスを行います。	どなたでも受けられます	・区まちづくり推進部地域振興課
36	その他（相談）	消費生活相談	消費生活トラブルで困ったときの解決にむけて、専門の消費生活相談員が無料でアドバイスを行います。	どなたでも受けられます	・川崎市消費者行政センター